ここで：

φ：軸外角度（度）

φ_0：当該方向に対する断面電力半値幅（度）

φ_1, φ_2：楕円ビームの主軸と短軸それぞれの電力半値幅(度)(WRC-12)

$$x = 0.5\left(1 - B_{min}/\varphi_0\right)$$

ここで：

B_{min}=0.6°

8　自由空間条件の下、高仰角で発生する地表の最大pfdは、−105dB(W/(m²·MHz))を超えてはならない。

9　地理上の隣接地域への好ましくない境界を削減しつつ、所要の境界を達成するためには、場合によっては、複合ビームが必要になることがある。

*　図１は、幾つかのφ_0の値に対するパターンを示す。(WRC-12)

決議第553の添付文書の第２附属書(WRC-15､改)　第一地域及び第三地域の21.4-22GHz帯の放送衛星業務システムへの特別手続による割当申請に際しての調整の必要性を判断するための技術基準

想定される自由空間伝搬条件の下で生じるpfdが影響を受けると想定される割当ての業務地域のいかなる地点においても以下のしきい値を超えなければ、BSS宇宙局への割当てにおいて、他のBSSネットワークとの調整は不要である。

a)　このマスクは、本決議の対象となる周波数割当てに関し、本決議の対象とならない以下のような周波数割当てとの関係において適用されるものである。

本決議の添付文書§８及び§９に基づく、漏れのない情報が受領された日の段階で、

－　第11条による通知が行われていない、また、

－　決議第552（WRC-15、改）の規定に基づく、漏れのない情報が無線通信局により受領されていないもの

0°	≤ θ <	0.6°	に対し、	−146.88 dB(W/(m²·MHz))
0.6°	≤ θ <	1.05°	に対し、	$-150.2+9.3\theta^2$ dB(W/(m²·MHz))
1.05°	≤ θ <	2.65°	に対し、	$-140.5+27.2\log\theta$ dB(W/(m²·MHz))
2.65°	≤ θ <	4.35°	に対し、	$-138.1+1.3\theta^2$ dB(W/(m²·MHz))
4.35°	≤ θ <	9.1°	に対し、	$-130.2+26.1\log\theta$ dB(W/(m²·MHz))
9.1°	≤ θ		に対し、	−105 dB(W/(m²·MHz))

ここでθは、個々の東西方向衛星位置保持精度を考慮した所要宇宙局と混信宇宙局の間の最小公称地心離隔（度）である。

b)　このマスクは、本決議の対象となる周波数割当てに、以下について適用される。

－　本決議の対象となる周波数割当て又は

－　本決議の対象とならない以下の周波数割当て

本決議の添付文書§８及び§９に基づく全ての情報が受領された日の段階で

－　第11条の規定に基づいて通知が出されているもの又は

－　決議第552（WRC-15、改）の規定に基づく全ての情報が、無線通信局により受領されているもの

0°	≤ θ <	0.6°	に対し、	−149.88 dB(W/(m²·MHz))
0.6°	≤ θ <	1.05°	に対し、	$-153.2+9.3\theta^2$ dB(W/(m²·MHz))
1.05°	≤ θ <	2.65°	に対し、	$-143.5+27.2\log\theta$ dB(W/(m²·MHz))
2.65°	≤ θ <	4.35°	に対し、	$-141.1+1.3\theta^2$ dB(W/(m²·MHz))
4.35°	≤ θ <	9.1°	に対し、	$-133.2+26.1\log\theta$ dB(W/(m²·MHz))
9.1°	≤ θ		に対し、	−105 dB(W/(m²·MHz))

ここでθは、個々の東西方向衛星位置保持精度を考慮した、所要宇宙局と混信宇宙局の間の最小公称地心離隔（度）である。

改　　決議第555（WRC-15、改）　21.4-22GHzの周波数帯への公平な接続促進のための第一地域及び第三地域における本周波数帯のBSS通信網への規制上の追加規定

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WARC-92は、第一地域及び第三地域において、21.4-22GHzの周波数帯を2007年４月１日以降に実現されるBSSに分配したこと。

b)　1992年以来、上記周波数帯の使用は、決議第525（WARC-92、WRC-03、改及びWRC-07、改）に従い、暫定手続の対象となっていたこと。

c)　憲章第44条が、発展途上国の必要性を考慮しつつ、無線周波数及び静止衛星その他の衛星の軌道の利用のための基本原則を提示していること。

以下を更に考慮し、

a)　計画作成時点での技術的前提に制約されてその利用が固定化され、また、実世界の需要と技術的進歩を取り入れた柔軟な利用を困難にすることから、第一地域及び第三地域における21.4-22GHzの周波数帯のBSS通信網の事前計画は必要がなく、避けるべきであること。

b)　これら帯域の使用に関する暫定的手続は、先着順であったこと。

以下を認め、

a)　この帯域における幾つかの主管庁からのファイリングの数は膨大であり、第11条に示された規制上の期限までに実現することは現実的でなく、かつ、困難であろうこと。

b)　上記認識事項a)で言及した数を含めたファイリング数(無線通信局は2011年12月時点で291の調整要求を受領）は、他の主管庁により既に提出されたもの又は提出されようとしているBSSシステムの調整が成功する可能性を制約していること。

以下を決議し、

1　ファイリング数の少ない他の主管庁からの提案、特に自国領域を含める提案を受け入れるため、最大限の努力をするよう主管庁に強く促すこと。

2　第11.44号で規定されている有効期限をまだ失効していない間に、2012年２月18日以前に受領され、無線通信局において処理済みの提案については、その修正が当初案から更に混信を発生させない場合に限り、提案主管庁は、決議第553（WRC-12）の添付文書の第１附属書又はITU-R報告BO.2071に規定された範囲内で、最初の受付日を変えることなく特性内容を変更することが可能であること。

追　　決議第556（WRC-15）　付録第30号及び第30A号の第一地域及び第三地域のプラン並びにリストの全てのアナログ周波数割当てのデジタル周波数割当てへの変換

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　本会議が、付録第30号の第１付属書の脚注26を削除し、この脚注は2015年１月１日に